

# 2024年度社会福祉士実習指導者講習会開催要項

主催：一般社団法人 栃木県社会福祉士会

後援：公益社団法人 日本社会福祉士会

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2012年4月から実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられています。2021年から社会福祉士の養成カリキュラムが新しくなり、社会福祉士会が実施する実習指導者講習会は、2022年度より新カリキュラムに対応した内容となっています。下記の日程で、2024年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届け出たものです。

## 日程・実施方法・定員・内容

日程	2024年11月23日(土)～11月24日(日)
実施方法	1日目：ZOOMによるオンライン研修 / 2日目：集合研修
会場	とちぎ福祉プラザ2F第1研修室 住所：栃木県宇都宮市若草1-10-6 TEL：028-600-1725
定員	50名
社会福祉士を対象とした2日間の研修 (実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の4科目構成)	

## 研修プログラム

### 【1日目】

9:30～	Zoomへの入室受付開始
9:45～10:00	オリエンテーション／開講式
10:00～12:00	実習指導概論（講義2時間）
12:00～12:45	昼食・休憩
12:45～14:45	実習マネジメント論（講義2時間）
14:45～15:00	休憩
15:00～18:00	実習プログラミング論（講義3時間）

### 【2日目】

9:00～	受付開始
9:15～17:00	実習スーパービジョン論（講義・演習7時間）※途中に昼食・休憩あり
17:00～17:15	閉講式／修了証授与

## 申し込み方法等

### 1. 受講対象者・資格：次の条件を満たす者

- ①社会福祉士であること。
- ②Zoomミーティングに参加できること。（カメラで参加状況が確認できること。マイクで通話できること。高速で安定した通信環境が確保できること。）

### 2. 受講費（テキスト代は含みません。）

都道府県社会福祉士会会員：10,000円 その他の社会福祉士：20,000円  
※入会手続き中の場合は会員扱いとなります。

### 3. 申込方法

- ①右記のQRコードからGoogleフォームにアクセスし、必要事項をご入力の上、お申込ください。
- ②**受講資格（社会福祉士）を確認しますので都道府県社会福祉士会会員以外の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを事務局宛てに郵送もしくはFAX送信してください。**
- ③お申込みは先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。
- ④受講定員を超えた場合は、原則会員を優先し、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年等を考慮し受講者を選考します。実習指導経験のある方、今後実習指導をする予定の方は**受講申込フォームの“実習指導との関わり”**をご記入の上お申込ください。



↑  
申込フォームは  
こちらから

#### 4. 申込受付期間：2024年8月1日（木）～2024年10月25日（金）

申込受付期間外のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申込ください。

#### 5. 受講可否の通知

受講可否は11月上旬までに文書にてご連絡します。あわせて受講費の納入方法、キャンセルの扱い、テキストの購入、Zoom ミーティングの詳細等についてもご案内します。

#### 6. 昼食 各自で手配をお願いします。

#### 7. 申込上のご注意

- ①受講申込は、入力間違いや漏れのないよう、確認しご入力ください。
- ②受講申込のお名前・生年月日・ご住所は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されていますので、必ずご記入ください。
- ③ご入力いただいたメールアドレスに Zoom の URL 等をお送りしますので、ご了承ください。  
※ 講習会当日の1日目に使用するアドレスで登録をお願いします。
- ④ご入力いただいたメールアドレスに、申込の登録情報が自動返信されますので、ご確認ください。

#### 8. 研修テキスト

『新版 社会福祉士実習指導テキスト』（中央法規出版、2022年）を講習会テキストとして位置づけております。テキスト購入方法については受講決定時にご案内します。

#### 9. 修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。オンライン研修の受講中は、受講者側のカメラをオンにした状態で受講いただきます。これにより受講確認を行います。遅刻・早退・中座がある場合は修了とはなりません。（受講者の通信不良等による場合も同様です。）
- ②修了者には、研修終了後修了証を発行します。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

#### 10. 備考

- \*1日目のオンライン研修では長時間にわたり映像・音声を視聴いただくため、安定した通信環境下でご参加ください。（インターネットに接続できるパソコン、タブレット、スマートフォン等で参加が可能です。有線 LAN でインターネット接続されたパソコンは通信環境が安定します。）
- \*本研修では、ビデオ会議システム「Zoom ミーティング」を使用しますので、事前に Zoom アプリを使用予定の機器にインストールしてください。インストールは無料です。なお、研修に参加するだけであれば Zoom アカウントの取得は不要です。
- \*Zoom アプリをインストールしたら、事前に通信回線、音声や画面等について、テストを行ってください。  
Zoom テスト用 URL : <http://zoom.us/test>
- \*11月上旬に Zoom ミーティングへの入室テストを行う機会を予定しています。日程については別途ご案内します。

#### 【注意】

##### (1)研修単位について

本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定された研修です。 **科目の区分**：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群 I

**科目名**：人材育成系科目 I **単位数**：1単位

本会の生涯研修制度の単位は、本研修の全課程を修了することで、「制度研修の1単位」になります。

(2)本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご注意ください。

【参考】社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。（実習指導者講習会の受講要件ではありません）

「社会福祉に関する科目を定める省令 第四条八号」

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

お問合せ先・申込先

一般社団法人 栃木県社会福祉士会 事務局

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 3F

TEL：028-600-1725（対応時間 10：00～16：00）FAX：028-600-1730